

令和8年第4回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和8年3月17日（火）
開会 15時20分 閉会 17時00分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長（以下「教総課長」という。） 安部 洋子
教育総務課学校施設管理係総括主幹 塩月 禎典
教育総務課学校施設管理係総括主幹 村井 利久
学校教育課長（以下「学教課長」という。） 柳井 慎也
学校教育課学事係課長補佐兼総括主幹 泉 志保
社会教育課長（以下「社教課長」という。） 神崎 郁也
社会教育課生涯学習推進係課長補佐兼総括主幹 戸高 直人
体育保健課長（以下「体保課長」という。） 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 河野 晃己 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 14件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、藤崎委員と廣田委員が欠席です。

教育長 それでは、令和8年第4回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の会議録の署名委員は、山口委員にお願いしたいと思います。
今回の会議録の作成は、事務局職員の多田が行います。

教育長の報告

なし

会期の決定等

教育長 本日の教育委員会会議は、次第をお手元にお配りしていますが、新たに議案の追加がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日の教育委員会の会議の議事に、別とじでお配りしています教育委員会規則の一部改正に関する議案と計画の策定に関する議案、この2件を追加で提出させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

教育長 事務局から説明がありましたが、本日の議事に、議案の第19号として教育委員会規則の一部改正に関する議案、議案第20号として計画の策定に関する議案の2件を追加したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、本日の議事に議案第19号及び議案第20号を追加することといたします。その他の議題につきましては、お配りしています次第のとおりです。
本日の会議の終了は、17時40分を予定しています。よろしくお願いいたします。

教育長 本日の会議の公開、非公開についてですが、会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。議案第17号及び議案第18号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。議案第17号及び議案第18号は、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第17号及び議案第18号は、非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第7号から議案第16号まで及び議案第19号、そして議案第20号、その後その他（報告事項等）を行いまして、次に非公開による議事、議案第17号及び議案第18号を行いますのでよろしくお願いいたします。

議 事

【議 案】

議案第 7 号 令和8年度学校教育指導方針について

議案第 8 号 令和8年度佐伯市立幼稚園教育指導方針について

議案第 9 号 工事計画の決定について

議案第 10 号 佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第 11 号 佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

議案第 12 号 障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部改正について

議案第 13 号 佐伯市就学支援委員会規則の一部改正について

議案第 14 号 佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正について

議案第 15 号 佐伯市公民館条例施行規則を廃止する規則の制定について

議案第 16 号 佐伯市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について

議案第 17 号 佐伯市社会教育委員の委嘱について

議案第 18 号 佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について

議案第 19 号 佐伯市スクールバス及びスクールタクシー並びにスクールボートの運行等に関する規則の一部改正について

議案第 20 号 佐伯市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

議案第 7 号 令和 8 年度学校教育指導方針について

教育長 それでは、議事に入ります。議案第 7 号令和 8 年度学校教育指導方針について、柳井学校教育課長から説明をお願いします。

学教課長 それでは、議案第 7 号令和 8 年度学校教育指導方針について、説明させていただきます。

議案第 7 号令和 8 年度学校教育指導方針について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることの規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

理由は、令和 8 年度の本市の学校教育に係る指導方針を作成し、示すことにより、各小・中学校の令和 8 年度の学校教育目標や学校運営方針に反映させる必要があるためです。

この方針は、第 2 次佐伯市総合計画、さいき“まなび”プラン 2023 及び令和 8 年度大分県教育委員会の重点方針を踏まえ、令和 8 年度の具体的取組及び重点を定めようとするものであります。“まなび”プランでは、「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造を本計画の全体目標としています。そして、今までの基本目標に対して、教育委員会が改めて重点的に進めていく目標や急速な社会情勢の変化に対応するための新たな目標「これからのオーガニックシティさいきを支える人づくり～ふるさと佐伯を愛し、ユニバーサルな視野に立つ人材の育成～」を重点目標とし、目標達成に向けて取り組む重点施策を七つ設定しています。また、本計画では国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）やさいきオーガニック憲章の達成につながる取組を推進していくこととしています。これらのことと佐伯市内の児童生徒の実態を踏まえ、目指す子ども像を設定しています。子どもが自ら学ぶ

姿を目指すこと、表現教育を推進することの観点から、一つ目の目指す子ども像を「自分の考えをもち、自分の言葉で表現できる子ども」とし、自己肯定感を高めること、子どもが共に学ぶ姿を目指すことの観点から二つ目の目指す子ども像を「自他を大切にし、力を合わせて活動する子ども」としています。各学校においては、この目指す子ども像から実態に応じた具体的な子ども像を設定し、取組を進めていくこととなります。

次に、本年度の重点については、3本を掲げています。まず重点施策1の子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現と基本目標Ⅰ－基本施策1の確かな学力の育成において、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた単元構想に基づく授業改善の推進、学んだことを定着・習熟につなぐ指導と家庭学習の連動の充実であります。学習指導要領において示された「主体的・対話的で深い学び」に向け、1時間の授業だけではなく、一つの単元を通してどの時間にどんな力を身に付けさせるのかを意識し、授業改善を進めていくことと学んだことをしっかり定着・習熟できるよう家庭学習と連動させていくというものです。

2点目は、重点施策2の子どもの居場所づくりの推進、基本目標Ⅰ－施策5の生徒指導の充実において、児童生徒の学校内外における居場所づくりの推進、自己肯定感を高める取組の充実、コミュニケーション力と人間性を育成する表現教育の推進です。別室である校内教育支援ルームの設置や放課後の支援による学校内外での居場所づくりを進めていくことと、分かりやすく誰にでも出番のある全員参加の授業づくりや自分も一人の人間として大切にされているという自己存在感を実感できる活動などを行い、自己肯定感の育成を図ります。また、音楽鑑賞や合唱等の活動を行ったり、演劇的手法を取り入れた授業に係る講演やモデル授業等を行ったりする表現教育を通して、児童生徒のコミュニケーション力と人間性の育成を図ります。

3点目は、重点施策7地域の特性に応じた教育による少子化への対応、基本目標Ⅱ－施策1豊かな教育環境の整備において、『カリキュラム表』を活用した、教科横断的な視点等に立ったカリキュラム・マネジメントの実践と副読本を活用したふるさと教育の充実です。カリキュラム表については、各教科等で行われる学習が、1年間でどのように実施されるかを並べた一覧表です。昨年度から各小・中学校において作成・実践が行われています。つながりのある学習内容を矢印で結び、SDGsやさいきオーガニック憲章の各種アイコンを位置付けることで、いろいろな教科をつながげながら、どのように学びを進めていくのかということを可視化し、俯瞰しながら、カリキュラム・マネジメントの推進を図ります。二つ目の副読本は、「ふるさとの先駆者」を活用してふるさと教育の充実を図ることです。各学校の教育課程に位置付け、義務教育9年間で11人の先駆者について学習を進めるとともに、研修会において、生活科、総合的な学習の時間における活用方法について協議・演習を行っています。さらに、より広く副読本が活用されるよう好事例の還流を行い、ふるさと佐伯の歴史や文化への理解を深めさせていきます。

4の具体的な取組では、13の施策について柱となる取組を焦点化して学校に示し、子どもたちの力を付けていきたいと考えています。特に、来年度は、教育DXの推

進の項の三つ目に「学習活動の充実と授業力向上に向けた生成ＡＩの有効活用」を設け、生成ＡＩに委ねる部分と人間が担うべき役割とを明確に区別した教育を意識的に推進していきたいと考えています。

以上で議案第７号についての説明を終わります。

教育長 令和８年度に各学校に示す学校教育の指導方針の案の説明がございました。審議を行いたいと思います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員 去年と変わっているところはありますか。もしあるとしたら、なぜ変えたかをお願いします。

学教課長 重点目標については、変更はございません。下の施策のところ、細かな表現の部分をいくつか変更をしているところであります。確かな学力の育成のところ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実及び児童生徒の学びの姿を想定した授業づくりの推進といったところで、また、これは県が進める授業づくりと連動した部分での変更をしています。あとは、主なところでは幼児教育です。佐伯市架け橋期のカリキュラムの実施・検証といったところで、今年度はこのカリキュラムの作成を行ってきましたが、来年度についてはこの実施・検証をしっかりと行っていきたいといったところであります。主な大きな変更点はそちらです。それと先ほど申し上げた教育ＤＸのところでの生成ＡＩの有効活用といったところを変更しているところです。

教育長 ほかにございますか。

それでは、議案第７号の承認についてお諮りいたします。議案第７号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第７号については、提案どおり承認いたします。

議案第８号 令和８年度佐伯市立幼稚園教育指導方針について

教育長 それでは、次に議案第８号令和８年度佐伯市立幼稚園教育指導方針について、引き続き柳井学校教育課長が説明します。

社教課長 議案第８号令和８年度佐伯市立幼稚園教育指導方針について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第７号学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることの規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。理由は、令和８年度の本市の幼稚園教育に係る指導方針を作成し、示すことにより、各市立幼稚園の令和８年度の教育目標や園運営方針などに反映させる必要があるた

めです。

この方針は、第2次佐伯市総合計画、さいき“まなび”プラン2023及び『しんけん遊ぶ子』の育成をめざす大分県幼児教育振興プログラムを踏まえ、令和8年度の指導の重点及び主な取組等を定めようとするものです。“まなび”プランでは、「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造を本計画の全体目標としています。三つの期待する子ども像、自信をもって表現する子、人とつながって認め合う子、いきいきと取り組む子につきましては、今年度作成した架け橋期のカリキュラムの3つの子どもと同じものです。架け橋期のカリキュラムとは、5歳児から小学校1年生までの2年間を一体的に捉え、それぞれの時期にふさわしい教育として進めつつ、同時に連続性のあるものにしていこうとするものです。今年度、佐伯市内の公立私立の全幼児教育施設と小学校とが小学校の校区ごとにブロックを組み、各施設において作成しました。期待する子ども像につきましては、“まなび”プランの全体目標、佐伯市保幼小連携協議会主催の合同研修会参加者のグループワークの意見、そして、佐伯市の子どもたちの抱える課題等を考え合わせ、昨年度、この三つに決定していました。各幼稚園においては、この期待する子ども像から実態に応じた具体的な子ども像を設定し、取組を進めていくこととなります。

次に、本年度の重点については、4本を掲げています。1点目「生きる力の基礎を育む教育課程の編成」、2点目「指導力・環境構成力の向上」、3点目「保幼小連携の充実」、4点目「家庭や地域と協働する園経営」です。特に、重点の3「保幼小連携の充実」の主な取組につきましては、先ほど申し上げましたように、発達や学びの連続性を踏まえた架け橋期のカリキュラムの実施・検証を行い、小学校との円滑な接続を目指したいと考えています。

以上で議案第8号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

教育長 説明がありましたが、先ほど質問があったように変更点はありますか。

学教課長 この指導方針につきましても、ほぼ、本年度と変更はございません。重点3の先ほどの保幼小連携の充実の二つ目の丸のところですが、発達や学びの連続性を踏まえた架け橋期のカリキュラムの実施・検証を行い、小学校教育との円滑な接続を目指しますといった部分が今年度との変更点になります。カリキュラムを実施する上でそれを更に検証を深めていくといったところが今年の一番の重点であるというふうに考えております。

教育長 それでは、審議を行います。御質問、御意見のある方は、お願いいたします。

平井委員 保幼小連携に係る公開保育とは、具体的にどのようなことですか。

学教課長 今、この保幼小連携協議会を立ち上げて3年目になります。公立の幼稚園が今、渡町台幼稚園と鶴岡幼稚園の2園になりました。各小学校には、今、10数園の保育所、こども園とか公立の幼稚園から小学校に上がっていくといった形で、とにかく

そこがバラバラな教育をしていては、なかなか小学校にうまくつながっていかないというところで、この保幼小連携協議会というものを立ち上げて、この架け橋期のカリキュラムを作成することで、どの園もおおよそのベクトルをそろえた取組を進めていこうとしているものであります。年間に、小学校の方から小学校1年生に入学した後の子どもたちの姿に関する公開、それとそれぞれの園での保育を公開することによって、みんなでお互いのカリキュラムの理解を深めていこうとしたものの公開がここに当たるものです。例年、園については2園が公開保育を行って、学校については2校が授業を実践するという形で、そこに関わる先生方が保育参観に訪れて、保幼小の連携を更に深めていくといったものでございます。

教育長 この方針は、幼稚園だけに示すのですか。

学教課長 そうです。

教育長 それを保幼小連携、架け橋期のカリキュラムの実施の視点から、幼児教育施設全部に、幼稚園の指導方針を参考に、あるいは御理解いただきたいというような視点で、この方針を示すわけにはいかないのですか。

学教課長 保幼小連携協議会の中で、公立園についてはこの方針で行っていますということをお伝えすることは大事ななことかと思しますので、ぜひ、その中でお伝えはしていきたいと思います。

教育長 協議会の中で伝えるのか、通知とするのかなど検討していただきたいと思います。お願いします。

教育長 それでは、議案第8号の承認についてお諮りいたします。議案第8号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第8号については、提案どおり承認といたします。

議案第9号 工事計画の決定について

教育長 それでは、次に議案第9号工事計画の決定について、関係課長が説明します。まず初めに安部教育総務課長からお願いします。

教総課長 議案第9号工事計画の決定について、説明をさせていただきます。

この議案につきましては、令和7年度及び令和8年度に実施する1件1,000万円以上の工事の計画を決定するに当たり、教育委員会の承認を得ようとするものであ

ります。令和7年度の1件1,000万円以上の工事につきましては、2月の教育委員会で承認を得ました補正予算で計上し、繰越明許費補正を行った1件を追加しています。令和8年度に実施する予定としています1件1,000万円以上の工事につきましては、資料に記載しています12件となります。こちらと同じく2月の教育委員会で説明しました令和8年度の当初予算に計上したものを対象としています。

それでは、それぞれの工事の概要等につきまして、各担当課から説明させていただきます。

まず初めに教育総務課からです。

1 佐伯東小学校施設整備事業について説明します。工事概要につきましては、劣化が進んでいる佐伯東小学校の屋上防水シートの改修工事を行うものです。予算額は、1,010万円。工事期間については、令和8年6月から9月までを予定しています。14ページに現況の施工箇所の写真等をつけていますので御覧ください。同施設は、昭和54年に建築され、築46年が経過しており、平成5年に大規模改造工事を行っているものの、経年により劣化が進んでいるため施工するものです。

続いて、2の佐伯城南中学校施設整備事業について説明します。工事概要につきましては、劣化が進んでいる佐伯城南中学校の屋上防水シート及び外壁塗装の改修工事を行います。このことにより建物自体の機能強化及び長寿命化を図るものです。予算額は、9,810万円。工事期間は、令和8年7月から9年の3月までを予定しています。現況の方は、15ページの方になります。今回の工事では昭和58年に建築された管理教室棟の屋上防水と外壁塗装工事、昭和48年築の管理特別教室棟の屋上防水工事、そして、昭和57年建築の特別教室棟の増築部の屋上防水と外壁塗装工事を予定しています。建築一式工事で発注予定としています。

3の中学校体育館照明LED化事業です。工事概要は、学校体育館の照明設備を国の国庫補助学校施設環境改善交付金を活用し、LED照明へ改修を行うもので、令和6年度に設計をしました鶴谷中、佐伯城南中、佐伯南中、昭和中の体育館のLED化工事を行うものです。予算額は6,200万2,000円。工事期間は、令和8年6月から10月までを予定しています。施工位置図を16ページに、事業計画スケジュールを17ページに添付しています。なお、工事は学校ごとに発注予定としています。

以上で教育総務課の説明を終わります。

社教課長 社会教育課対象分につきまして御説明を申し上げます。

令和7年9月開催の令和7年度第3回公共施設等総合管理計画推進委員会において、令和8年度公共工事適正化推進予算で解体と決定した旧佐伯地区公民館と旧大入島地区公民館の解体撤去工事2件でございます。

まず4の旧佐伯地区公民館の解体事業につきまして御説明を申し上げます。工事場所は佐伯市中の島2丁目20番26号、図書館と中川児童公園の間にございまして、昭和54年8月に建設され、築46年となる鉄骨造2階建て、延べ床面積444.12平方メートルの施設でございます。解体撤去工事費の予算額は、3,460万円。工事の期間は、令和8年9月から12月までの4か月間を予定しております。

続きまして、5の大入島地区公民館の解体事業です。工事場所は佐伯市大字久保浦1062番地、海人夏館から白浜海水浴場に抜けるトンネルの手前の左側にございまして、昭和49年3月に建設され、築51年となる鉄骨コンクリート造2階建て、延床面積165平方メートルの施設でございます。解体撤去工事費の予算額は、3,940万円。工事期間は、令和8年6月から11月までの6か月間を予定しております。

体保課長　続きまして、体育保健課から説明させていただきます。

建設から25年が経過し、老朽化が進んでいる遊具広場の更新を行います。総合運動公園遊具広場改修事業の工事が4本ありますので、先にまとめて報告いたします。総合運動公園遊具広場改修事業（解体撤去工事）です。国の社会資本整備総合交付金受入れに伴い、令和8年度に予定している遊具広場改修事業の遊具の撤去工事を3月補正で受け入れ、新年度に繰り越しを行い、総合運動公園遊具広場の既存遊具の解体撤去を5月のゴールデンウィーク後に行う予定です。工事請負費で1,100万円です。続いて、8番総合運動公園遊具広場改修事業（造成工事）です。この事業は、遊具広場の遊具の新設に係る造成工事を行います。予算額は、1,580万円。工期は、5月から11月までを予定しております。その下の9番総合運動公園遊具広場改修事業（トイレ改修工事）です。この事業は、遊具広場の中にあるトイレの改修工事を行うものです。予算は、1,050万円。工期は、8月から9月までを予定しております。続きまして、10番遊具広場改修事業（遊具新設工事）です。この事業は、総合運動公園遊具広場の遊具の新設工事を行うものです。予算額は、1億200万円です。工期は、5月から令和9年3月までを予定しております。13ページの全体イメージ図を御覧ください。上段の部分が全体のイメージで、既存遊具解体後、駐車場の方に出すような形で新設するようになります。それとトイレを挟んで、体育館側の緑地スペースにも遊具を設置する予定です。

戻りまして、6番匠体育館改修事業です。この事業は、竣工から40年以上経過し、老朽化が著しい匠体育館の屋根を含めた外壁等建物外部の改修を行い、施設の長寿命化を図ります。予算額は、8,460万円。工期は、6月から11月までを予定しております。

続きまして、7番木立グラウンドトイレ設置事業です。木立グラウンドにトイレを設置する事業で、ユニット式のトイレ設置工事を行い、施設の利便性の向上を図ります。予算額は、1,500万円です。工期は、6月から10月までを予定しております。

続きまして、11番佐伯市剣崎学校給食センターの空調機設置事業です。剣崎学校給食センターの配膳室と下処理室の空調機設置工事を行います。予算額は、1,910万円。工事期間は、5月から8月までを予定しております。

最後に、12番佐伯市弥生学校給食センター空調機設置事業です。弥生学校給食センターの調理室の空調機設置工事を行います。予算額は、1,730万円。工期は、5月から8月までを予定しております。

教育長　全ての工事関係の説明が終わりました。審議を行います。御質問、御意見のある

方はよろしく願いいたします。

山口委員　この総合運動公園の遊具は非常に老朽化しており、もう使えないという形の処置がされている箇所もあるのですが、こういった形で1億円の遊具の施設をつくられるということで、概要的な図が描かれているのですけど、この遊具を作るにあたって、こういうふうな遊具を作っていくという何か、委員会なり、何かそういう形があって方向性が決まったのですか。

体保課長　今回の遊具の更新につきましては、より安全で耐久性のある遊具を設置します。障害の有無にかかわらず、全ての子どもが安全に楽しく遊べるように、インクルーシブの基準を遊び場のいたるところに取り入れております。遊具の選定につきましては、佐伯市のイメージをお伝えした上で、四つの遊具メーカーさんから提案をしていただき、その中で絞っていきながら、最後に市内小学生の1年生から3年生全員と公立幼稚園の2園にアンケートをとって、アンケートの多い遊具の大型のコンビネーション遊具というようなことで、決めさせていただきました。

平井委員　解体工事には何か基準があるのですか。

社教課長　庁内に公共施設等の総合管理計画というのがございまして、そこに今後、施設をどうするかというのがございます。毎年、公共工事の適正化というところで、解体をする順番といたしますか、ものを決めながら、予算の範囲内で全部できればいいのですが、なかなかそういうわけにいきませんので、優先順位をつけながら、今解体をしているというようなことでございます。

教育長　それでは、議案第9号の承認についてお諮りいたします。議案第9号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　議案第9号については、提案どおり承認といたします。

議案第10号 佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長　それでは、次に議案第10号佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、安部教育総務課長から説明をお願いします。

教総課長　それでは、議案第10号佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部改正について御説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由としましては、佐伯市公民館条例の廃止に伴い、社会教育課生涯学習推進係の事務分掌に関する規定から公民館を削除するものです。規則の改正内容については、資料の 37 ページ以降に新旧対照表を付けていますのでそちらのほうで説明をいたします。改正箇所につきましては、右側の改正前の社会教育課の生涯学習推進係の第 4 号中の公民館を図書館に改めるものです。なお、この図書館は第 4 号中のその他の社会教育施設に含まれていたものであり、新たに社会教育施設の設置及び管理をするものではありません。施行期日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日としています。

以上で説明を終わります。

教育長 説明がありましたが、公民館がなくなるということでこの後も公民館関係の規則改正が続きますが、まずこの議案第 10 号です。御質問、御意見のある方はよろしく願いたいします。

教育長 それでは、議案第 10 号の承認についてお諮りいたします。議案第 10 号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 10 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 11 号 佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

教育長 それでは、次に議案第 11 号佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について、続いて安部教育総務課長から説明をお願いします。

教総課長 議案第 11 号佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について御説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由としましては、先ほどと同様佐伯市公民館条例の廃止に伴い、教育長に委任する事務又は教育長の臨時代理に係る規定を整理するものです。規則の改正内容については、資料の 52 ページ以降に新旧対照表をつけています。この中の第 2 条第 1 項第 15 号に別表に定める委員を委嘱し、又は委任することを教育委員会は教育長に委任することができない旨を規定しています。この別表の右側、改正前の公民館運営審議会委員を削除しています。あわせて、既に廃止している大入島開発総合センター運営委員会委員を削り、同じく廃止している佐伯市史編さん委員会委員を、規定していなかった佐伯市教育委員会公の施設指定管理者選定委員会委員、佐伯市いじめ問題対策委員会委員に改め、規定の整備を行うものです。施行期日に

つきましては、令和8年4月1日としています。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。審議を行います。御意見等ございますか。

教育長 それでは、議案第11号の承認についてお諮りいたします。議案第11号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第11号については、提案どおり承認といたします。

議案第12号 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部改正について

教育長 それでは、次に議案第12号障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部改正について、安部教育総務課長から説明をお願いします。

教総課長 議案第12号障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部改正について御説明いたします。

本議案は、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。改正の理由としましては、令和8年度の行政組織改編により、社会福祉課と障がい福祉課が統合され、同課の業務を行う課の名称が社会福祉課となることに伴い、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領において引用する課の名称を改めるものです。

この要領は、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を職員が適切に実施するための行動指針で、具体的なサービス提供時の対応や相談窓口の設置などを定めた職員の服務規律となっています。今回の改正は、相談等受付窓口の名称の改正となります。61ページ以降に新旧対照表をつけています。具体的な改正箇所につきましては、63ページです。右側の改正前の障がい福祉課を社会福祉課に改めるものとなっています。施行期日は、令和8年4月1日としています。なお、8年度の行政組織改編については、75ページに概要等をつけていますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。審議を行います。御質問等ございますか。

教育長 それでは、議案第12号の承認についてお諮りいたします。議案第12号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 12 号については、提案どおり承認いたします。

議案第 19 号 佐伯市スクールバス及びスクールタクシー並びにスクールボートの運行等に関する規則の一部改正について

教育長 それでは、次に本日追加いたしました議案第 19 号佐伯市スクールバス及びスクールタクシー並びにスクールボートの運行等に関する規則の一部改正についてを先に行いたいと思います。安部教育総務課長は説明をお願いします。

教総課長 佐伯市スクールバス及びスクールタクシー並びにスクールボートの運行等に関する規則の一部改正について御説明いたします。

この議案は、小規模特認校制度を利用して、本匠小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学負担の軽減を図るため、教育委員会が特に必要があると認める地域の当該児童生徒をスクールバス及びスクールタクシーの乗車対象とし、運行対象地域に当該地域を新たに追加しようとするものです。新旧対照表を添付していますので、御覧ください。第 3 条のバス及びタクシーの運行対象地域及び乗車できる児童生徒の表の運行対象地域に、「小規模特認校制度を利用して通学するに当たり教育委員会が特に必要があると認める地域」を加え、小規模特認校制度を利用して通学する本匠小学校の児童が乗車できるようにしています。あわせて、同様に本匠中学校の生徒も乗車できるようにしています。次に 6 ページをお開きください。小規模特認校制度の定義について、学校教育法施行規則、学校教育法施行令及び佐伯市立学校通学区域設定規則に基づく、就学調整等の内容を明文化するために、備考に小規模特認校の定義を追加するものになります。施行期日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日を予定しております。

以上で議案第 19 号の説明を終わります。

教育長 小規模特認校に校区外から来る子どもたちの利便性を図るために、スクールバス・スクールタクシーの整備をしたいということでございます。審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員 良いことだと思うのですが、具体的にどうするのですか。例えば私の子どもがいて、本匠小学校に行きたいといった場合、迎えに来るのですか。

教総課長 やはり、佐伯市全部が対象になりますので、なかなかドアトゥドアでお迎えに行くというのは無理ですので、あらかじめ決められた路線だけ、現在のところでは、大手前付近から本匠の小・中学校に向けて、1 台、今のところスクールタクシーを予定しているのですが、運行する予定としていまして、経由地をどこかにするかもしれないのですが、そちらの方に、保護者の方に、そこまでは保護者の責任で連れて来ていただいて、運行するというふうに予定しております。

教育長 校区外、市外から入学希望もありますのでダイヤ、それから行程も早めにとって、保護者の方にお知らせをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、議案第 19 号についてお諮りいたします。議案第 19 号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第 19 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 14 号 佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正について

教育長 それでは、次に議案第 14 号佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正について、柳井学校教育課長から説明をお願いします。

学教課長 議案第 14 号佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。理由は、小規模特認校制度を利用して本匠小学校及び本匠中学校に通学する児童生徒の通学負担の軽減を図るため、当該児童生徒を対象としたスクールバス及びスクールタクシーを運行することに伴い、規定を整備したいので提出するものであります。本日は本要綱の中の改正部分について説明をさせていただきます。現要綱では、特認就学の条件の三つ目として、保護者の責任と負担において、安全な交通手段により児童生徒を通学させることとしております。先ほど承認された議案第 19 号において、小規模特認校制度を利用して通学する児童生徒の通学負担の軽減を図るため、教育委員会が特に必要があると認める地域の当該児童生徒をスクールバス及びスクールタクシーの乗車対象とし、運行対象地域を新たに追加したため、本要綱第 4 条第 3 号に、「ただし、小規模特認校への通学を対象としたスクールバス及びスクールタクシーを利用する場合は、その利用する区間については、この限りではない」を追加したいと思います。これに伴って、第 13 条に「スクールバス及びスクールタクシーの運行については、佐伯市スクールバス及びスクールタクシー並びにスクールボートの運行等に関する規則に定めるとおりとする」を追加したいと思います。改正された要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で議案第 14 号の説明を終わります。

教育長 今度は佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正で、スクールバス・スクールタクシーを使えるように要綱を改正するということでございます。審議を行います。御意見、御質問ございますか。

教育長 それでは、議案第 14 号についてお諮りいたします。議案第 14 号について提案の

とおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第 14 号については、提案どおり承認いたします。

議案第 13 号 佐伯市就学支援委員会規則の一部改正について

教育長 前後しますが、議案第 13 号について、柳井学校教育課長から説明をお願いします。

学教課長 議案第 13 号佐伯市就学支援委員会規則の一部改正について説明をさせていただきます。

この議案は、佐伯市就学支援委員会規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。

改正の理由につきましては、令和 8 年度の佐伯市行政組織の改編に伴い、佐伯市就学支援委員会を組織する委員に関する規定を整理しようとするものであります。この佐伯市就学支援委員会につきましては、第 1 条にありますように、特別な教育的支援を要する児童生徒に対し、適正な就学支援を行うことにより、その能力、特性に応ずる適切な教育を行い、もって教育の機会均等の確保を図るため、第 2 条の第 2 号、第 3 号にありますように、専門医による医学的診断の実施や個別の調査、検査、観察等による判別資料の作成などを行う機関として設置されたものであります。この委員会は、第 3 条第 2 項にありますように、医師や臨床心理士など、ここに掲げるものから構成されますが、今回、令和 8 年度の佐伯市行政組織改編により社会福祉課と障がい福祉課が統合されて、障がい福祉課の業務を行う課の名称が社会福祉課となることから、佐伯市就学支援委員会を組織する委員のうち、第 7 号の障がい福祉課職員の部分を社会福祉課職員に改める改正をしようとするものであります。施行期日につきましては、佐伯市行政組織改編に合わせ、令和 8 年 4 月 1 日となります。

以上で議案第 13 号についての説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。御質問、御意見ありましたら、よろしく願いいたします。

教育長 それでは、議案第 13 号についてお諮りいたします。議案第 13 号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第 13 号については、提案どおり承認いたします。

議案第 15 号 佐伯市公民館条例施行規則を廃止する規則の制定について

教育長 それでは、次に議案第 15 号佐伯市公民館条例施行規則を廃止する規則の制定について、神崎社会教育課長から説明をお願いします。

社教課長 議案第 15 号佐伯市公民館条例施行規則を廃止する規則について、御説明申し上げます。

本議案につきましては、先ほど来から御提案させていただいております公民館の廃止に関するものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、佐伯市公民館条例施行規則を廃止する規則の制定について教育委員会の承認を求めるものでございます。提出の理由につきましては、昨年、令和 7 年 12 月の第 7 回佐伯市議会定例会において、佐伯市公民館条例を廃止する条例案が可決されたところでございます。これにより、令和 8 年 4 月 1 日をもって、市内全域の公民館のコミュニティセンター化、移行が完了することによるものです。施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日からとしております。

以上で議案第 15 号佐伯市公民館条例施行規則を廃止する規則の制定についての御説明を終わります。

教育長 公民館がなくなるということで、公民館条例施行規則を廃止するというところでございます。御意見、御質問よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第 15 号についてお諮りいたします。議案第 15 号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第 15 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 16 号 佐伯市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について

教育長 それでは、次に議案第 16 号佐伯市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について、藤原体育保健課長から説明をお願いします。

体保課長 議案第 16 号佐伯市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。改正の理由につきましては、市内の全ての公民館のコミュニティセンターへの移行が完了することにより佐伯市公民館条例が廃止されることに伴い、関連規定を整理するため、佐伯市スポーツ推進委員に

関する規則の職務の第2条第1項第4号「学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること」から、公民館を除くこととするものです。

以上で議案第16号佐伯市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。御質問、御意見ございますか。

教育長 それでは、議案第16号についてお諮りいたします。議案第16号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第16号については、提案どおり承認といたします。

議案第20号 佐伯市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

教育長 次に本日追加をしました議案第20号佐伯市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてを行います。柳井学校教育課長から説明をお願いします。

学教課長 議案第20号佐伯市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり策定することについて、改正給特法第8条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。理由は、改正給特法において、学校における働き方改革を推進するため、提出するものであります。

本日は、2月3日に開催されました総合教育会議以降に計画内容が変更になっている部分について、主に説明をさせていただきます。資料の13ページ、2目標(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を御覧ください。変更前は、一つ目ストレスチェック項目の総合健康リスクの値を60以下にするとしております。これは総合教育会議の場で出された御意見として、単にメンタルヘルスチェックを実施するだけでは不十分で、より具体的なアプローチが求められるのではといった御意見を反映したものであります。この値の妥当性としては、全国的な平均値よりも更により丁寧なアプローチがないと実現できない値として設定をしております。ほかに目標の中には、学校現場からいただいた御意見を反映して、市教委独自調査の質問内容を一部変更しております。次に、4の実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてですが、業務の3分類の具体的な内容項目の前に、文科省資料の業務の3分類に関する表を添付し、各校の実情に応じて取組を運用していく旨の記載を追加しています。計画の中には学校等全体の取組を一律に行うというのではなく、各学校現場で柔軟に対応していただくことができるようにということです。

追記をしております。このほかにも、学校、総合教育会議や佐伯市立学校総括衛生委員会から出された様々な御意見や御要望がありましたので、これら詳細個別に関するものへの対応については、5の関連する取組、今後のフォローアップについて一番上にあります「具体的な取組内容について、佐伯市立学校総括衛生委員会にて協議検討する」というものを追加し、今後、見直し検討も視野に入れ措置を講じていくことができるようにしております。今の点が主な変更点ということで策定をしたいというふうに考えているところでございます。

以上で議案第20号についての説明を終わります。

教育長 それでは、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員 これはどういうふうに管理するのですか。

学教課長 国の方から、各市町村教育委員会にて、あとは県の教育委員会で、計画を策定するようという指示が昨年の6月にございました。それに対して具体的な計画を策定して、今からこの内容について、しっかりと目標に従った取組を進めながら、検討を進めていくといったところであります。毎年度、教育委員会の会議及び総合教育会議において、現状についての報告を行って、進捗状況の把握をしながらといったところであります。そのほか各学校の先生方の在校等時間の状況について把握をして、佐伯市のホームページ等で公表しながら、この取組を進めていくといったところであります。

平井委員 具体的にはどうするのですか。例えば、非常に時間外が多い場合は、教育委員会が指示するのですか。

学教課長 今、学校においてはタイムカード、カードといいますか、出勤をしたらカードリーダーにカードをかざして、その方の出勤した時間、そして退勤した時間をずっとチェックしながら、それについても教育委員会で一元的にデータの集計をしながら推移を見ているところであります。ただ、全国的な数値との比較で見ると、今、佐伯市の先生方の状況については、かなり良好な状況といったところであります。令和6年度においての小学校の先生方の平均在校等時間が24時間53分。中学校は、月32時間15分といったところで、本年度は更にこれよりも数値としては下がっているところであります。目標として、1か月の時間外在校等時間45時間以下の割合を100%にすると、今平均的には45時間は下回っているのですが、幾らかの先生方がやっぱり45時間を超えている状況にあるので、そこを全員の先生が45時間以内にしていこうといった取組を進めていくといったところです。細かく見ていきますと、小学校は大体教頭先生、中学校についてはやっぱり部活動があるので、生徒指導の対応であったり部活動の対応で45時間を超えている先生方がいらっしゃる。ただ、令和8年度4月からは部活動の地域展開といったところで、土日の部活動の対応がなくなりますので、中学校の先生方についてもこの数値というのは、大幅に

下がってくるのではないかというふうに考えております。学校で様々な働き方改革を進めながら、全員の先生方を 45 時間以内の超勤時間に抑えていくと。そして年間については、360 時間以内にしていくといったことで、進めていこうとしているものであります。

平井委員 ストレスチェックとありますが、これは毎月実施するなど、決まりがあるのですか。

学教課長 年間 2 回です。それも全県で実施しているものであります。おおむね良好な状況ですが、それでもこの総合健康リスクの値を 60 以下にするといったところで、今はまだ 60 数パーセントの値になっていますので、これを 60 以下にするという目標を立ててやっていきたいと考えています。

平井委員 やることはいいことだと思います。聞きたいのは、管理。この数値以上だったとか、残業が極端に多い方がいるとする場合、それを誰が管理するのですか。校長ですか。教育委員会ですか。

学教課長 管理については各学校で行って、校長がそれを指導しながら、早くやりなさいよ、あなた超勤時間が長いですよというところはまた個別に指導しているところであります。ただ、その数値もまた教育委員会に上がってきますので、数値の多い学校についてはまたこちらの方から指導を入れている。若しくは、今いないですが 100 時間を超えるような先生がいらっしゃったら、直接的に指導に行ったり、産業医による面接を進めたりといったところで、校長と教育委員会が指導をしながら対応しているといったところになります。

平井委員 やることはいいことだと思います。大事なのは管理というか、どんどん減らしていかないといけないので、そうなるとどこかが中心になって管理していかないと、うまくいかないのかなという感じがするのですが。

学教課長 そこは学校の管理職と連携をしながら、教育委員会の方で行っていくといった形になります。現状としては、大分良い方向に向かって来ている。もう学校もかなりやり尽くした感じがあります。ただ、部活動の地域展開が進むことによって、中学校では超勤時間が多分劇的に下がってくるだろうと。あとは教頭先生の業務が多いので、いかにそこを減らしていくのかというのが、一つの課題になるかなというふうに考えています。

山口委員 私も民間にいたときに、システマティックに責任区分と職制を決めてやってきたことが過去にあるんです。正直、最終的にはやっぱりマンパワーが足りない。きちんと責任区分、職制、システム、全部作っていく、チェックポイントをかけて。でも、それがうまく回るのは最終的にはやっぱりマンパワーなんです。過去にそうい

うふうな経験をしているので、これ今、実際、様々な状況があると思うので、一朝一夕には、やっぱり無理だと。先ほど、おっしゃったように、善処・改善を重ねながら、それを対処していくという形をとっていかざるを得ないかなと思います。また、絵にかいた餅にならないように、そこはチェックポイントを入れながら、最終的により良い方向に持っていければいいかなと思います。

学教課長 本日に教員不足というところが全国的にもすごく大きな課題になっている状況です。なかなか先生を目指してくれる若い人が減っているところ、ここは非常に大きいかなと。県内でも、もう教頭先生が担任をしているような学校も存在をしているといった状況で、本当にマンパワーの不足によるというところは大きなところであります。幸い、佐伯市はほぼ欠員のない状態で今、推移できているところです。教員定数の改善であったりというところが一番大きな対応策になるのかなといったところですが、その辺の要望等もしっかりと上げながら、人員を確保して、しっかりと対応を進めていきたいというふうに思っております。

教育長 それでは、よろしいですか。議案第 20 号の承認についてお諮りいたします。議案第 20 号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 20 号については、提案どおり承認といたします。

報告事項等

- ・佐伯図書館ネーミングライツについて
- ・佐伯図書館学習室及びブラウジングコーナーのリニューアルについて
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは先に非公開と決定しました議事、議案第 17 号及び第 18 号を行いますので、関係者のみ出席とし、傍聴人等は退席をお願いいたします。

議 事

議案第 17 号 佐伯市社会教育委員の委嘱について

教育長 それでは、議案第 17 号佐伯市社会教育委員の委嘱について、神崎社会教育課長説明をお願いします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝同意＝

議案第 18 号 佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について

教育長 次に議案第 18 号佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動についてを行います。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 これで令和 8 年第 4 回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 17 時 00 分